

議案第 25 号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「34,800円」を「37,800円」に改め、同項第2号中「45,240円」を「49,140円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「56,700円」に改め、同項第4号中「62,640円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「69,600円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「83,520円」を「90,720円」に改め、同号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。））」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。））」に改め、同項第7号中「90,480円」を「98,280円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号中「107,880円」を「117,180円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に、「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第9号中「114,840円」を「124,740円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「132,240円」を「143,640円」に改め、同項第11号中「139,200円」を「151,200円」に改め、同項第12号中「153,120円」を「166,320円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「31,320円」を「34,020円」に改める。

第20条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、平成30年度以後の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。